

NICHIAS

グリーン調達ガイドライン

(Ver.6)

制定		2005年4月1日
改訂	Ver.2	2009年1月5日
	Ver.3	2012年6月1日
	Ver.4.1	2013年11月1日
	Ver.5	2015年7月1日
	Ver.6	2016年9月1日

ニチアス株式会社

I.ニチアスの環境保全の考え方

ニチアスグループは、自然の営みの尊重と地球環境との調和を追求し、「断つ・保つ」技術を活かした省エネルギー・省資源にかかわる製品を幅広い産業分野に提供することで、社会に貢献していきたいと考えております。

具体的な活動として、以下に示すような活動に取り組み、「地球温暖化防止」「産業廃棄物の削減」「化学物質管理」「環境に配慮した製品・サービスの開発」に努めております。

- ・省エネルギー製品、ノンフロン保冷材等、環境負荷低減製品の開発。
- ・環境マネジメントシステム(ISO14001等)認証を国内及び海外の主要製造事業場で取得し運用実施。
- ・製品廃材のリサイクルシステムの構築。
- ・年1回、当社の環境活動を総括した「CSR報告書」の発行。
- ・2005年にグリーン調達ガイドラインを制定し、製品に使用する資材について環境に配慮した資材を購入する「グリーン調達」を推進。

こうした活動を強化するために、2001年4月に当社の環境基本方針となる「ニチアス環境憲章」を制定し、環境憲章を全社的に実施すべく「環境管理規程」を制定しました。更に2008年4月に「ニチアス環境憲章」を改訂し、グリーン調達活動を方針の中で明確にしております。

今回、本ガイドラインを2016年7月1日付けで改訂しました。今後、本ガイドラインを元に、環境配慮資材購入を目的として「グリーン調達」を徹底いたします。


ニチアス環境憲章

ニチアスは、
自然の営みの尊重と地球環境との調和を追求し、
「断つ・保つ」技術を活かし、
循環型社会の実現に貢献します。

環境行動指針

ニチアス環境憲章に従い、
あらゆる企業活動において、環境に配慮した行動をします。

1. 環境教育・訓練を通して、社員一人ひとりの環境意識を高める。
2. 国、地方自治体、業界が提言する環境政策、環境規制の遵守はもとより、自主基準を設定し、社会的責任を果たす。
3. 常に環境との調和を考え、生活環境の向上に役立つ製品とサービスを提供する。
4. 製品の開発、生産・施工、営業・物流の全プロセスにおいて、次の事項を実施する。
 - ・CO₂削減のため、省エネルギーを推進する。
 - ・省資源推進のために、3R(廃棄物の抑制、再使用、リサイクル)を徹底する。
 - ・環境負荷物質低減のため、グリーン調達を推進し、化学物質を管理して使用する。
5. 環境に関する情報を公開し、社会とのコミュニケーションを図る。



2001年4月6日制定
2008年4月1日改訂

II.ニチアスグリーン調達

1. 目的

弊社では、環境への負荷の少ない製品の開発・設計を行い、顧客に対して環境に配慮した製品を提供することで、環境への負荷低減を図り、循環型社会の実現に貢献することを目指しています。

その一環として、環境への負荷の少ない資材調達する「グリーン調達」活動を推進していきます。

2. グリーン調達の考え方

弊社では、これまで“Q:品質”、“C:価格”、“D:納期”等の調達基準で、お取引先様を評価・選定させていただいております。これらに加えて、“E:環境”の指標を加えて、評価・選定させていただきます。

具体的には、「環境への負荷が少ない資材」を、「環境保全活動を推進しているお取引先様」より、優先的に調達することを基本とします。本グリーン調達ガイドラインは、購入資材とお取引先様を、環境に対する配慮のレベルで評価し、優先的に選定する基準として作成したものです。お取引先様に、このガイドラインによる調査にご協力いただき、「グリーン調達」活動を推進してまいります。言い換えれば、お取引先様と弊社がパートナーシップをもつことで、共に環境への負荷低減を図り、循環型社会の実現に貢献することにあります。

3. 本ガイドラインの適用範囲

このガイドラインは、ニチアスグループに納入される資材(弊社製品に組み込まれる原材料、部品、弊社製造工程・メンテナンスで使用する薬品等の補助材料を含めたもの)の調達活動に適用します。

4. グリーン調達の基準

4.1 調達可否基準

弊社指定の「使用禁止物質」「使用制限物質」の調達が不可能となります。「使用管理物質」は、弊社における化学物質管理のための含有量の把握にとどめ、お取引先様の評価には適用しません。対象物質の詳細は、弊社指定「グリーン調達物質リスト」をご請求ください。

・「使用禁止物質」の根拠法令

- (1)労働安全衛生法 製造禁止物質(法第 55 条、施行令 16 条)
- (2)労働安全衛生法 製造許可物質(法第 56 条、施行令 17 条・別表第 3 第 1 号第 1 類物質)
- (3)化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律 第 1 種・第 2 種特定化学物質
(法第 2 条第 2 項、施行令第 1 条・第 1 種特定化学物質)(法第 2 条第 3 項、施行令第 2 条・第 2 種特定化学物質)
- (4)その他ニチアス指定禁止物質

1	クロロメチルメチルエーテル
2	ポリ臭化ジフェニルエーテル類(PBDE 類)
3	ポリ臭素化ビフェニル類(PBB)
4	塩化ビニルモノマー (Vinyl chloride)
5	コールタール (Coal-Tars)
6	エリオナイト (Erionite)
7	セピオライト
8	ジ- μ -オキソ-ジ-N-ブチルスズヒドロキシボラン (DBB)
9	多環式芳香族炭化水素 (PAH)
10	クロロフルオロカーボン (CFC) 及びその他のオゾン層破壊物質 (HCFC, HBFC 等)

11	放射性物質
12	8チタン酸カリウムウイスカ
13	ダイオキシン類
14	ポリ塩化ターフェニル類(PCTs)

・「使用制限物質」の根拠法令(制限内容に記載されている用途に使用する場合に限る)

【自動車車載用途】

- (1)REACH 規制 認可対象候補物質(SVHC)※既に禁止物質となっているものはリストから除く
- (2)GADSL 分類(P,D/P)※既に禁止物質となっているものはリストから除く

【家電用途】

- (3)RoHS 指令(2011/65/EU)※既に禁止物質となっているものはリストから除く
- (4)その他ニチアス指定制限物質

1	ジオクチルスズ化合物 (DOT)
2	ジブチルスズ化合物 (DBT)

・「使用管理物質」の根拠法令

- (1)GADSL 分類(D)
 - ※既に禁止物質となっているものはリストから除く
- (2)室内濃度指針値(厚生労働省) VOC(揮発性有機化合物)物質
- (3)JIG(IEC62474)※既に禁止・制限物質となっているものはリストから除く

4.2 優先調達基準

納入資材の調達に当たっては以下の環境負荷低減活動に関する項目について、確実に配慮いたします。

- ・環境マネジメントシステムの外部認証、それに準じる体制・活動が構築済み
- ・グリーン調達を実施している。または、実施の計画がある
- ・化学物質を管理する体制が構築されている
- ・環境負荷を低減する資材輸送を輸送業者に指導している
- ・資材に再生資源が使用され、省資源化が図られている
- ・資材が廃棄物となった場合に、回収するシステムがある
- ・資材の梱包資材について、省資源化が図られている

5. お取引先様へのお願い事項

お取引先様には、弊社納入資材の環境負荷物質情報、および貴社の環境保全への取組状況を、自己評価の上、ご回答くださるようお願いいたします。

5.1 提出いただく帳票

(1)ご提出いただく帳票は以下の3点です。依頼部署へご提出ください。

(a)環境負荷物質情報

- ・アーティクルマネジメント推進協議会発行のMSDSplusもしくはアーティクルインフォメーションシート(AIS)」
- ・納入資材のGHS対応の安全データシート(SDS)

(b)環境保全への取組状況

- ・製造事業場環境保全評価書(様式1)
- (取引先が一次製造元である場合は評価書に基づいて取引先が自主評価を行い、

取引先が商社の場合は一次製造元で回答することとする。)

(2)回答方法

5.1(1)の帳票に必要事項記入し、電子ファイル等でご返送下さい。資料が揃わない場合は、ご相談下さい。

5.2 調査時期

弊社納入資材のグリーン調達調査は、都度、弊社から報告様式を送付いたしますので、所定の期限までに提出をお願いいたします。

尚、ご提出いただいた 5.1(1)の資料が変更になる場合、及び材料(購入部品含む)・工程(製造条件含む)・作業者・設備及び治工具・生産場所・作業環境が変更になる場合、5.1(1)の資料の再提出をお願いいたします。又、弊社納入後に、含有が判明した場合、直ちにご報告いただくことをお願いいたします。

5.3 記入方法

5.1(1)の帳票の記入に際しては、下記の点に留意して記入していただけるようお願いいたします。

(1)アーティクルマネジメント推進協議会発行の MSDSplus もしくはアーティクルインフォメーションシート(AIS)」を記載について

①「JAMP MSDSplus 作成の手引き」、「JAMP AIS-JAMP アーティクルインフォメーションシート-作成手順書」に従って作成してください。

②本帳票は、納入資材 1 品目ごとに 1 通ずつ作成してください。

③化学物質の含有判定については、

(「ニチアス指定環境負荷物質」に閾値が設定されている物質の場合)

・意図的、非意図的に関らず、閾値を越えて含有している場合「含有」と判定します。含有している場合は、含有量(g)もしくは含有率(%)を記入願います。

(「ニチアス指定環境負荷物質」に閾値が設定されていない物質の場合)

・納入資材に意図的に使用している場合、「含有」と判定します。不純物に関しては、考慮する必要はありません。含有している場合は、含有量(g)もしくは含有率(%)を記入願います。

なお、使用管理物質は、弊社における化学物質管理のための含有量把握だけにとどめ、お取引先様の評価には適用しません。

④化学物質に関わる調査は納入資材を対象としており、納入資材の梱包資材は調査対象には含めておりません。

(2)製造事業場環境保全評価書について

①本評価書は、納入資材の製造事業場を対象にご記入ください。

②質問の回答は YES / NO 評価で行いますが、各項目内容の 80%以上を満たしている場合に YES と判定してください。

6. 問い合わせ先

ニチアス株式会社 技術本部 安全衛生環境部 環境管理課

TEL 03-4413-1173 FAX 03-3552-6138